

2019年1月17日

お客様各位

タイ経由第三国向け 越境貨物に関する税関通知の件（#141/2560）

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関する2017年11月13日適用開始のタイ税関通知を下記の通り再度ご案内申し上げます。対象のお客様に於かれましては、宜しくご対応の程お願い申し上げます。

記

適用開始日 : 2017年11月13日

規制内容 : タイ経由ラオス、カンボジア、ミャンマー、ベトナム向けの越境貨物に対し、

以下条件が義務付けられます

- 荷揚港へ直接寄港する本船のみ越境申請可
- 税関への越境申請は荷揚港でのみ可
- バージ・陸送で荷揚げされた貨物の越境申請は不可
- 内陸ICDへ輸送された貨物の内陸ICDに於ける越境申請は不可

尚、弊社日本発タイ向け直航サービス（JTV1、JTV2、JTV4）はLaem Chabang 寄港・荷揚げとなりますので、お客様手配によるタイ経由第三国向け越境貨物に関しましては、Laem Chabang 向けとしてBooking 頂きます様宜しくお願い致します。

ご不明な点等御座いましたら、弊社営業担当までお問合せ下さい。

以上